処　分　基　準

令和３年３月２２日作成

法　　令　　名：	探偵業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項：	第１４条
処　分　の　概　要：	探偵業者に対する指示
原権者（委任先）：	福井県公安委員会
法　令　の　定　め：	
処　分　基　準：	別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問い合わせ先：	福井県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係 電話０７７６－２２－２８８０（内線３１７２、３１９２、３１９３）
備　　考：	